


別表①-1 君津中央病院 BCP 行動計画1

番号	区分	担当部門	業務名	業務内容(業務の対応方針など)	行動計画						
					超急性期					急性期	亜急性期以降
					1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	3日～7日	8日～30日
1	災害応急	全部門	発災から発災直後(初動対応)	揺れがおさまるまでは、自分自身の「身の安全確保」が第一優先とする対応をとる。揺れがおさまってから、ヘルメットを着用し、余震による二次災害がないよう応急的な措置(落下物を安全な位置に移動、通路の確保、入院患者への接続機器、点滴の安全確認等)をとる。							
2	災害応急	全部門	災害対策本部の設置	災害対策本部(以下、「本部」と言う。)に参集した人員は、必要な通信手段(NTT専用回線、衛星携帯電話、MCA無線等)を設置し、災害対策本部の設置を院内放送などで宣言する。							
3	災害応急	災害対策本部	被害状況の把握(院内外)と院内対応レベルの決定・宣言	本部は、テレビ等からの情報収集を継続するとともに、各部署から集まる被災状況をチェックリストに応じた施設・設備点検、被災状況報告(第1報)などにより集約し、被災状況の全体像をいち早く掌握する。特に病院機能に直接影響する建物自体の被害、電気、水などのライフライン、人的被害に注目し、必要な場合は緊急避難をする。 *院内対応レベル レベル0:救命センターのみで対応、 レベル1:救命センターの対応能力を超え災害対策本部の設置が必要 レベル2:多くの関連職員の対応を要する レベル3:全職員で長期間にわたり対応(直下地震など)							
4	災害応急	災害対策本部	外部への被災状況、病院の患者受入れ情報の発信	本部は、被災状況が判明した時点で、院内対応に並行して、EMISの更新を行い緊急情報を発信する。消防本部並びに地域防災協定に定められている連絡施設に被災状況・受入れ可能状況を報告する。詳細な院内情報が得られたら、EMIS等の詳細情報を入力して発信する。							
5	災害応急	災害対策本部	入院診療体制	まず既存患者の安全を確保する。病棟職員は、患者を落ち着かせるとともに、建物やライフライン、怪我人、医療機器、点滴、酸素などの故障や接続の不具合がないかを確認し、応急的に対応するとともに本部に報告する。患者の中に自宅などへの帰宅を希望するものがあれば、主治医の承諾(連絡で可)を得て一時退院(災害退院)とする。病棟は、本部の指示により増床体制をとる。ICUは重症被害患者の受け入れのため、一般病棟に出せる患者を選定し、入院・転院調整担当の調整を受けて、患者が搬送できる状態になったら受入れ病棟職員が迎えに行き搬送する。							
6	災害応急	災害対策本部	外来診療体制	外来職員は、患者を落ち着かせるとともに、建物やライフラインの被害、怪我人、医療機器の故障がないかを確認し、応急的に対応するとともに本部に報告する。発災が通常の外來診療時間の場合、多くの患者が受診しているが更に多数の傷病者が受診することによる混乱を避けるため、症状・状態の落ち着いている定期通院患者の診療は可及的簡便に短時間で終了して、より緊急性の高い傷病者に対応出来るようにする。							
7	災害応急	災害対策本部	手術体制	予定の手術は延期可能なものはすべて延期して、被災患者の手術に備える。現在行っている手術は、可及的早期に終了して、手術の出来る職員の待機体制をとる。							
8	災害応急	災害対策本部	トリアージ、受付、緊急度別対応	通常時より救急車の受入れは救急入口、独歩受診は、日勤帯は外来正面入口、夜間は緊急入口から入り、それぞれの入口付近の受付で受付けているが、震災時も院外からの基本的動線は同じである。ただ、多数傷病者対応の際には、より緊急性の高い患者への対応が遅れないように、トリアージポストを立てて、トリアージを行う。また、トリアージによる緊急度(赤・黄・緑・黒)に応じて、それぞれの場所で患者対応を行う。							

別表①-3 君津中央病院 BCP 行動計画3

番号	区分	担当部門	業務名	業務内容(業務の対応方針など)	行動計画							
					超急性期					急性期	亜急性期以降	
					1時間	3時間	6時間	24時間	72時間	3日～7日	8日～30日	
17	災害応急	災害対策本部	トイレ・衛生環境の整備	トイレの問題や集団感染が問題となる。感染防止のための排泄物密封機能のついた簡易トイレを必要数準備しておく(感染対策用として各病棟プラスアルファの数の整備が現実的)。また、消毒薬、石けん、タオルなどの消耗品の供給がスムーズに行われる体制を整える。								
18	災害応急	災害対策本部	医療以外の支援体制	病院に絡む医療以外のあらゆる問題について、患者、医療者が行政等の支援を受けられるようにサポートする。							